

市民プールの開場を中止します

毎年7月1日から8月31日まで、市民プールを開場していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、利用者の安全確保を図るため、今年度の大垣市民プールおよび勤労身体障害者等市民プールの開場を中止します。

問合せ/社会教育スポーツ課 (☎47-8038) へ

経済的に困窮する方に 食料品などを配布

市は、コロナ禍における緊急対応として、防災備蓄品の中から提供可能な食料品=写真=と生理用品について、大垣市社会福祉協議会が行う「生活支援の相談窓口」で相談のうえ、配布します。

- ・ 配布開始日/6月15日(火)
- ・ 配布時間/月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分



アルファ化米
 ・ 配布場所/大垣市生活支援相談センター(総合福祉会館2階)
 ・ 問合せ/同センター(総合福祉会館内、☎75-0014) へ

新築・増築家屋の調査

市は、固定資産税の評価算定のため、今年の1月2日以降に新築または増築された家屋の調査を7月から行います。

課税課の職員が順次、調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

訪問日時(平日の午前9時～午後4時)の希望がある人は、同課家屋グループ(☎47-8178)までご連絡ください。



審議会などの傍聴ができます

都市計画景観審議会		担当: 都市計画課 (☎47-8694)
6/29(火)	13:00~15:00	市役所4階 情報会議室
・ 大垣都市計画用途地域の変更について ほか		
多文化共生推進会議		担当: まちづくり推進課 (☎47-8546)
6/30(水)	14:00~15:30	市役所4階 情報会議室
・ 令和2年度事業実績、令和3年度事業計画について ほか		
図書館協議会		担当: 大垣市立図書館 (☎78-2622)
7/9(金)	14:00~15:30	大垣市立図書館3階 会議室
・ 令和2年度事業報告について ほか		

介護保険

介護保険制度で、施設サービスや短期入所サービスを利用したときに、住民税非課税世帯の人(※注)は、申請により食費と居住費の負担が軽減されます。

現在の認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も継続を希望する場合、6月下旬以降に郵送する申請書に必要事項を記入し、本人と配偶者(配偶者がいない場合は、本人のみ)の預貯金通帳や有価証券などの写しを添えて、7月26日までに介護保険課へご提出ください。新規申請も随時受け付けています。

詳しくは、同課(☎47-7406)へ。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。



更新手続きをお忘れなく
 食費、居住費の減額認定

暮らしを変えて、川と海をきれいに

繰り返し使われる「水」

上流で使われた水は、浄化槽や下水処理場で処理された後に川へ流され、下流の人たちが再び使います。繰り返し使われる水をできるだけ汚さないよう、私たちは注意を払わなければなりません。

排水回は、川・海への入り口

台所・トイレ・風呂などで使う生活排水は、1人1日平均250リットル。その生活排水が、川や海を汚す大きな原因となっています。台所や風呂の排水口は、川や海への入り口なのです。

水を汚さない10の工夫

- ①調理の手順を工夫し、ムダなく水を使う
- ②調理くずや食べ残しが流れないように、水切り袋などを使う
- ③食器などの油污を拭き取ってから洗う
- ④米のとぎ汁は、最初の濃いものだけでも庭木などにまいて利用する
- ⑤油は流さず、やむを得ず捨てる場合は、新聞紙などにしみこませてごみと一緒に捨てるかコンポストなどを利用し、分解させる
- ⑥トイレは、こまめに掃除し、洗剤を使い過ぎないようにする
- ⑦入浴の際は、石けんやシャンプーなどを使い過ぎないようにする
- ⑧お風呂の残り湯は、洗濯や掃除に使う
- ⑨洗濯の洗剤・石けんは、適量を使う
- ⑩歯みがきの水はコップで、洗顔は洗面器を使う

問合せ/環境衛生課 (☎47-8574) へ

マンションやビルなどの貯水槽水道設置者の皆さんへ

貯水槽水道の適切な管理と定期的な自主検査を!

マンションやビルなどの高層建物の多くは、水道水をいったん受水槽にためて、各家庭などに給水しています。この受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が責任をもって管理することになっています。設置者の皆さんは、次のポイントに注意しながら、適切な管理と定期的な自主検査を行ってください。

詳しくは、水道課(☎47-8693)へ。

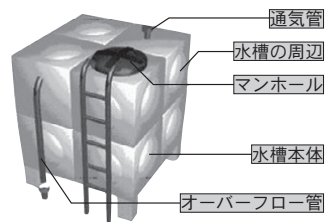
◆管理・自主検査のポイント◆

- ▷ 受水槽の掃除は、1年に1回は行ってください
- ▷ 水質状態(色、濁り、におい、味)は、1週間に1回は確認し、水質検査は、1年に1回は受けてください

◆点検のポイント◆

- ▷ 水槽の周辺はきれいか
- ▷ 水槽に穴や亀裂などがないか
- ▷ 水槽内にサビがないか
- ▷ 通気管やオーバーフロー管に

- 防虫網がついているか
- ▷ マンホールにカギがついているか
- ▷ マンホールが壊れていたり、ガタツキがあったりしないか



(注) 住民税非課税世帯の人でも、次に該当する人は対象になりますのでご注意ください。

- ① 配偶者が住民税課税の場合(世帯分離をしている場合も含む)
- ② 預貯金・有価証券などが、下表の金額を超える場合

認定書の有効期間		令和3年7月利用分まで	令和3年8月利用分から
所得の状況		預貯金などの資産の状況	
本人の年収収入額(非課税年金を含む) + その他の合計所得金額	80万円以下	単身1,000万円 夫婦2,000万円	単身 650万円 夫婦1,650万円
	80万円超120万円以下		単身 550万円 夫婦1,550万円
	120万円超	単身 500万円 夫婦1,500万円	

介護保険制度の改正により、令和3年8月利用分から認定要件である預貯金・有価証券などの合計金額が変更となりますので、ご注意ください。

※課税世帯であっても、該当する場合があります。要件など詳しくは、同課へお尋ねください